

第26回鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日 時：令和2年5月15日（金） 17時00分

場 所：災害対策本部室（本庁舎3階）

- 1 開会
- 2 本部長あいさつ
- 3 報告事項
 - (1) 新型コロナウイルス感染症に係る相談・検査について
 - (2) 鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第13回）の概要について
 - (3) 小・中・義務教育学校の対応について
 - (4) 放課後児童クラブの対応について
 - (5) 放課後デイサービスの対応について
 - (6) 保育園等に対応について
- 4 協議事項
 - (1) 鳥取市主催のイベント等の開催に関する基本的な考え方について
 - (2) 各部局の対応について（緊急事態宣言解除に伴う対応・所管施設の対応など）
 - (3) 市有施設の利用再開一覧
- 5 その他
- 6 市長メッセージ
- 7 閉会

新型コロナウイルス感染症に係る相談、検査の状況について

2020. 5. 15
鳥取市保健所

1 相談件数

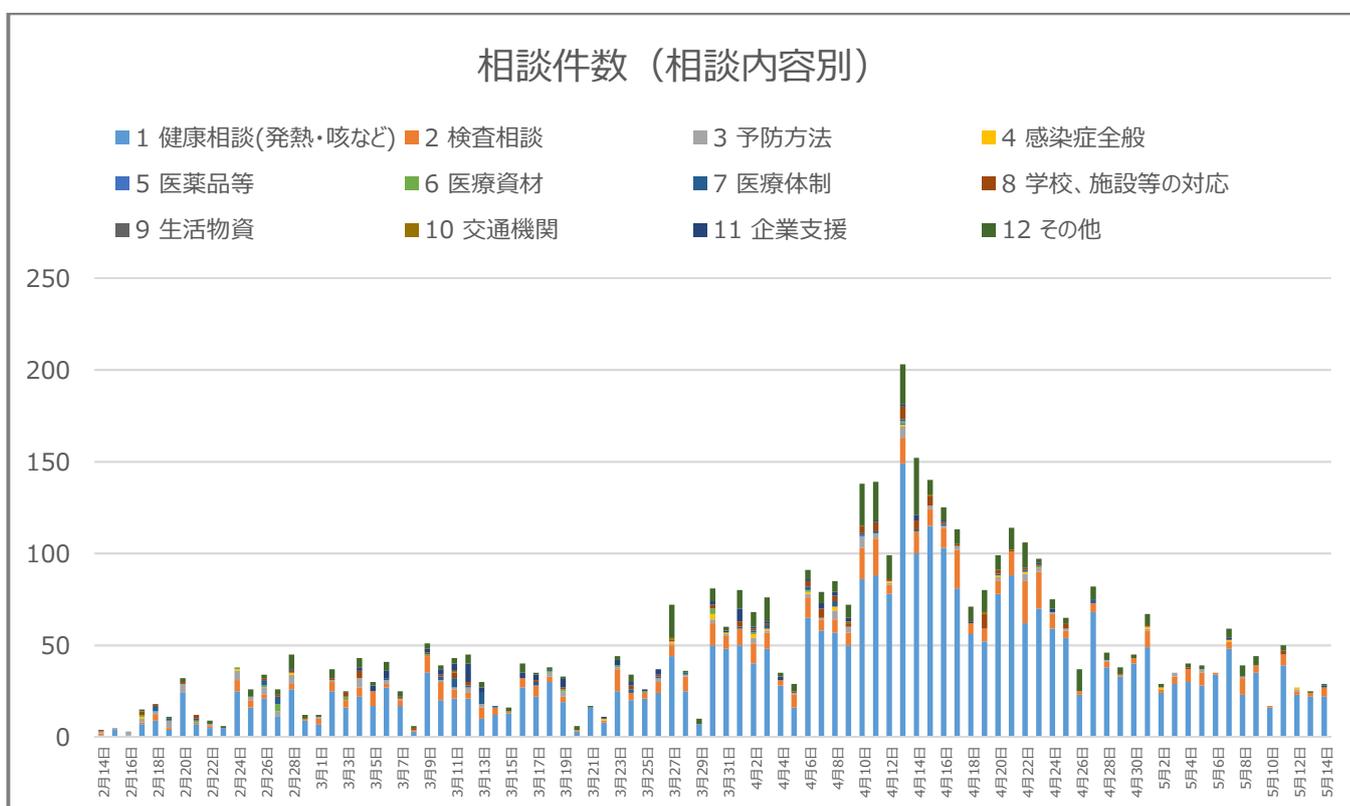
(1) 相談者別

相談者	延件数 (件)
住民	3,767
医療機関	346
その他	494
合計	4,607

(参考：中部 1,477 件、西部 4,411 件)

(2) 相談内容別

相談内容	延件数 (件)
健康相談	3,201
検査相談	517
予防方法	131
学校施設の対応	113
その他	645
合計	4,607



2 検査件数

	東部	中部	西部	合計
件数 (件)	663	156	405	1,224
うち陽性	2	0	1	3

(※相談、検査件数とも、令和2年5月14日までの件数)

鳥取県新型コロナウイルス感染症 対策本部（第13回）

日時：令和2年5月15日（金）午前9時～

場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）ほか
＜感染拡大防止のため部屋を分散して参加＞

出席：知事、副知事、統轄監

令和新時代創造本部、交流人口拡大本部、危機管理局
総務部、地域づくり推進部、福祉保健部、子育て・人財局
生活環境部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、病院局
教育委員会、警察本部
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所
日野振興センター、各市町村長、アドバイザー

・議題：◇緊急事態宣言の区域解除を踏まえた本県の対応について
◇その他

国内における感染者数

国内における感染者数(5/14現在)

15,874人(46都道府県)

※クルーズ船 712人
 チャーター便 14人
 検疫時等 315人

総計 16,915人

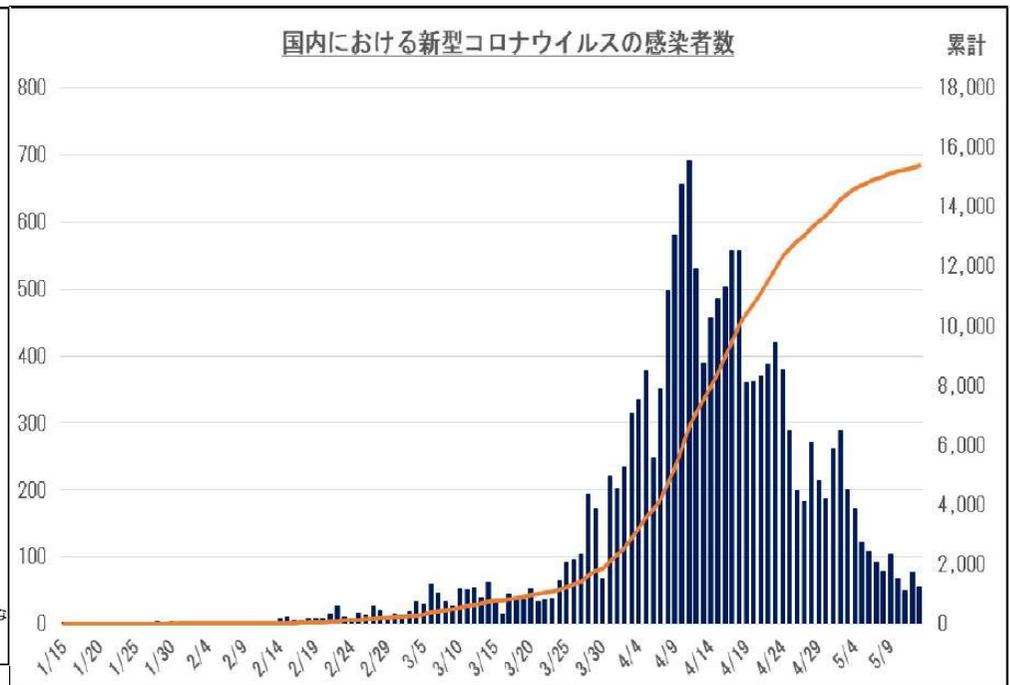
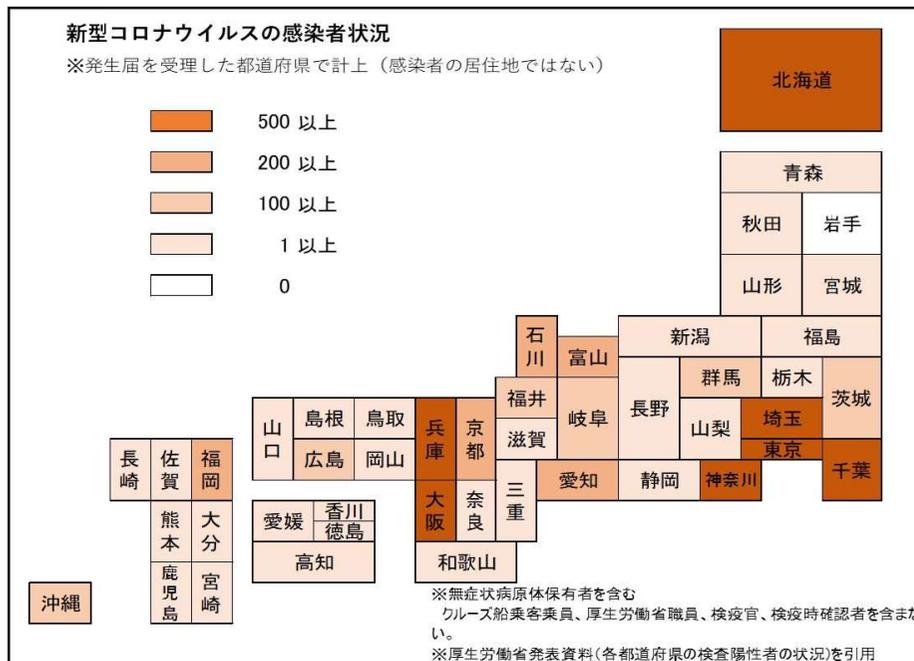
本県における現状

○感染者数 3名(4/10:1名、4/18:2名)

※入院中:2名、退院:1名

○PCR検査件数(5/14現在) 1,223件

○発熱・帰国者・接触者相談センターへの相談件数(5/13現在)
 9,984件(鳥取市:4,259件、中部:1,400件、西部:4,325件)



※図、グラフは、5/13現在の本県独自の集計により作成

緊急事態措置対策チームの対応方針

今後の状況変化に応じて、特措法第24条第9項に基づく要請を迅速に行えるよう、各種モニタリングを継続。

<5/9(土)、5/10(日)の状況>

鳥取砂丘	5/11(月)から鳥取砂丘駐車場などが再開。 →観光客をほとんど見かけない。5/9(土)、10(日)最大でも10名程度。
白壁土蔵群周辺	5/11(月)から市営駐車場を再開。 →観光客をほとんど見かけない。5/9(土)、10(日)あわせて5組程度。
大山寺周辺	5/11(月)から県立大山駐車場などを再開(江府町営奥大山駐車場は5/16(月)から再開)。 →5/9(土)、10(日)ともに駐車台数は10台前後で、例年に比較して1割程度。県外ナンバー車は1~2台。
水木しげるロード	5/7(木)から市営駐車場を再開。 →観光客をほとんど見かけない。5/9(土)、10(日)ともにGW期間中より少ない。県外ナンバー車もほぼなし。
パチンコ店	<ul style="list-style-type: none"> 5/9(土)、10(日)ともに利用客は、GW前(4/25)の水準に下がった。 県外ナンバー車は15%程度とGW期間中の10%前後よりも多少伸びている。 ※年間を通して一定の県外利用客があり、県内利用客の増減が率に影響していると推察。
道の駅	<ul style="list-style-type: none"> 5/7(木)から4施設が営業再開。 →5/9(土)、10(日)ともに駐車台数は10~30台程度。県外ナンバー車は5~10台。 5/11(月)から2施設が営業再開し、5/16(土)から7施設、6/1(月)から2施設が営業再開予定。
サーフィンスポット	5/15(金)まで閉鎖を継続。5月16日以降については状況を見ながら順次再開。 →5/9(土)、10(日)ともに県外サーファーの車は見かけず、トラブル、問い合わせもなかった。
公共交通機関 (JR・高速バス・飛行機)	各公共交通機関の利用状況(下り)は、GW前と比べて、ほとんど変化なし。 <ul style="list-style-type: none"> 鉄道(特急やくも・スーパーはくと) …… 1便当たり10名以下 高速バス(大阪・神戸-鳥取・倉吉・米子便) …… 1便当たり数名程度 飛行機(鳥取便・米子便) …… 1便当たり20~30名程度

(参考) 県内各地の人口変動分析

【データ提供：KDDI Location Analyzer (KDDI) ※5/14現在でデータを抽出】

※午後3時時点のデータの感染前期間との比較

※感染前期間・・・1/18～2/14間の午後3時時点の平均値（平日・休日別）

		鳥取駅前	鳥取市晩稲	鳥取砂丘	倉吉市山根	米子駅前	日吉津村 日吉津	水木しげる ロード
平日	4/6～	▲1.9%	▲24.3%	▲54.4%	▲8.3%	▲4.2%	▲14.6%	▲5.3%
	4/27～	▲45.5%	▲66.8%	▲69.8%	▲35.8%	▲33.4%	▲55.7%	▲26.8%
	5/7・8	▲21.8%	▲62.6%	▲55.0%	▲20.1%	▲22.3%	▲53.3%	▲28.5%
休日	4/4・5	▲27.9%	▲15.9%	▲40.3%	▲11.9%	▲16.2%	▲29.5%	▲31.6%
	4/25・26	▲52.8%	▲71.3%	▲95.6%	▲33.2%	▲42.9%	▲74.1%	▲71.3%
	4/29～(GW)	▲57.5%	▲71.2%	▲92.0%	▲31.9%	▲45.3%	▲74.7%	▲65.3%
	対2019GW	▲58.1%	▲71.9%	▲98.6%	▲33.7%	▲50.4%	▲78.3%	▲92.2%
	5/9・10	▲47.8%	▲58.5%	▲84.9%	▲21.7%	▲40.5%	▲77.9%	▲84.4%

基本的対処方針の変更(5月14日)

□ 緊急事態措置を実施すべき区域は、本県を含む39県で解除

	特定警戒都道府県	特定都道府県
変更前 (4/16~) 全都道府県 が対象	<u>13</u>都道府県 (北海道、 <u>茨城県</u> 、埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、 <u>石川県</u> 、 <u>愛知県</u> 、 <u>岐阜県</u> 、京都府、大阪府、兵庫県、 <u>福岡県</u>)	<u>34</u>県
変更後 (5/14~) 8都道府県 のみ対象	<u>8</u>都道府県 (北海道、埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県)	<u>なし</u>

□ 緊急事態措置を実施すべき期間は変更なし (5月31日まで)

(必要がなくなれば期間内でも緊急事態宣言を解除)

緊急事態措置の対象とならない県における取組等

◆ 安倍総理は、緊急事態宣言が解除された地域に向けて、これまでの努力を無駄にしないため「3つのお願い」を提示。

(5/14記者会見)

- ① 外出自粛はお願いしないが、宣言解除後も人との接触をできるだけ減らし、県をまたいだ移動は、少なくとも今月中は可能な限り控えていただきたい。
- ② オフィスの仕事はテレワークが普及した。前向きな変化は継続して、時差通勤などはこれからも続けて欲しい。
- ③ 日常のあらゆる場面でウイルスの警戒を怠らないでいただきたい。新しい生活様式を参考に、特に「三つの密」が濃厚な形で重なる夜の繁華街、接待を伴う飲食店、ライブハウス、バーやナイトクラブ、カラオケ店への出入りは今後も控えていただきたい。

新型コロナウイルス感染予防業種別ガイドライン

業種や施設の種別ごとに関係団体がガイドラインを作成し、感染防止のために取り組みを推進

(主な業種と団体名)

業 種	作成団体名
ホテル業	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会他2団体
飲食店	日本フードサービス協会他1団体
小売業(スーパー等)	オール日本スーパーマーケット協会他11団体
食品製造業	食品産業センター
製造業全般	日本経済団体連合会
冠婚葬祭	日本ブライダル文化振興協会他1団体
映画館	全国興業生活衛生同業組合連合会
バス事業	日本バス協会
タクシー	全国ハイヤー・タクシー連合会
運送業	全日本トラック協会

新型コロナウイルス対応ガイドラインの例（宿泊施設向け）

本ガイドラインは、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図った上で必要と考えられる対策を例示したもの。各宿泊施設の規模や業態等を勘案し、実情に合わせた対策を講じることとする。今後もガイドラインは、最新の知見等を踏まえ必要な見直しを行っていく。

「令和2年5月14日 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟」

<対策の概要>

①基本原則

- ・従業員と宿泊客等の対人距離を確保、手指の消毒設備の設置、客室の換気、マスクの着用

②各エリアごと

○入館時(ロビー等)

- ・咳・咽頭痛などの症状がある人は申し出るよう呼びかける
- ・感染が発生した場合に備え、宿泊客の名簿を適正管理

○チェックイン

- ・間隔を開けた待ち位置の表示など、宿泊客同士の距離を保つ
- ・返却されたルームキー等の消毒徹底

○客室

- ・ドアノブの清拭消毒
- ・一定時間ごとに客室の窓を開けての換気を要請

○大浴場

- ・入場人数の制限、浴場での貸しタオル中止
- ・ドライヤー等備品の清拭消毒、化粧品・ブラシは持参を要請

○食事関係

- ・下膳と同時に料理提供をしない
- ・下膳作業後の手洗い、手指消毒の徹底
- ・お酌を控える
- ・鍋料理、刺身盛りは極力一人盛りに変更
- ・ビュッフェ方式をセットメニューでの提供に代えることを検討

○トイレ

- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示
- ・ハンドドライヤーは使用せず、共通のタオルは禁止

○従業員等の休憩スペース

- ・一度に休憩する人数を減らす
- ・対面で食事や会話をしない

③宿泊客の感染疑いの際の対応

- ・他の宿泊客と区分して待機する部屋等を事前に決めておく
- ・保健所に連絡し、感染の疑いのある宿泊客の状況や症状を伝え保健所の指示に従う

県立集客施設等の利用制限の緩和について

1 利用制限緩和方針

- 本県は緊急事態宣言が解除されたこと、3週間以上感染が確認されていない状況であるとともに医療体制等もひっ迫している状況ではないことから、三つの密の回避や消毒を徹底した上で、県内者利用に限定して利用制限を緩和する。
- 県外の方による利用の可能性が高い施設については、引き続き休館とする。今後、再び感染が拡大した場合は、再度、利用を制限する場合がある。

2 期間

- 利用制限緩和施設：5月16日（土）から緩和
- 利用制限継続施設：5月22日（金）まで全面休館延長

＜使用に当たっての条件＞

- ①イベント等は、県内参加者のみ、かつ屋内100人以下（収容定員の半分以下）、屋外200人以下で、大声での発声・歌唱・声援、近距離での会話がなないこと。
- ②四方を空けた席配置等の感染防止対策
- ③人と人の間隔は2mとる。（入退出時、施設内移動も）
- ④適切な消毒や換気等の実施

【5月7日より利用制限を緩和した施設】 16施設

区分	施設名	現 状	5月16日以降の対応方針
博物館等	博物館	人と人の間隔を2m開ける。展示物の配置等の工夫などの対策をして開館。	現状と同様に開館
	青谷上寺地遺跡整備室		
	埋蔵文化センター		
	大山自然歴史館		
図書館等	県立図書館	人と人の間隔を2m開ける。四方を開けた席配置等の工夫をして開館。	現状と同様に開館
	県立公文書館		
公園等	コカ・コーラ ボトラーズ ジャパンスポーツパーク（布勢総合運動公園）	屋内プール（東山水泳場）、ロッカー、シャワー等の屋内共用施設以外は利用可。競技大会は、県内参加者のみで50人以下まで。	<ul style="list-style-type: none"> ・県内かつ利用者が特定できる場合に限定し、三つの密を回避する対策を講じた上で、屋内施設も利用を再開（ただし、トレーニングルームは引き続き使用禁止）。 ・更衣スペースは、分散利用、別スペースを確保して対応。 ・競技大会は、県内参加者のみ、かつ屋内100人以下（収容定員の半分以下）、屋外200人以下に緩和
	東山水泳場		
	あやめ池スポーツセンター	混雑時の入場制限等の三密とならない工夫をした上で開館。	現状と同様に開館
	出合いの森		
	二十一世紀の森		
	むきばんだ史跡公園		
会館等	とりぎん文化会館	イベント等は、県内参加者のみ、かつ50人以下で、大声での発声・歌唱・声援、近距離での会話がなないことを条件に開館。	現状と同様に開館（イベント等は、県内参加者のみ、かつ100人以下（収容定員の半分以下）に緩和）
	倉吉未来中心		
	米子コンベンションセンター		
	県民ふれあい会館		

【5月16日以降新たに開館する施設】 13施設

区分	施設名	現 状	5月16日以降の対応方針	
観光施設	氷ノ山自然ふれあい館	当面、5月15日程度まで休館延長し、各関係者と協議して方針、細目を設定する。	三つの密を回避する対策を講じた上で開館。	
	山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館			
県・市共管施設	わらべ館			窓口案内のみ開館。展示コーナーは5月31日まで休止。
	砂丘ビジターセンター		県内利用者で、かつ、日帰りに限定して開館。	
社会教育施設	大山青年の家		当面、5月15日程度まで休館延長し、各関係者と協議して方針、細目を設定する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内かつ利用者が特定できる場合に限定し、三つの密を回避する対策を講じた上で開館（ただし、トレーニングルームは引き続き使用禁止）。 ・ 更衣スペースは、分散利用、別スペースを確保して対応。 ・ 競技大会は、県内参加者のみ、かつ100人以下（収容定員の半分以上）で、大替えでの発声、近距離での会話がなされないこと ・ 館内の除菌消毒
	船上山少年自然の家			
屋内体育施設	武道館			
	鳥取産業体育館			
	米子産業体育館			
	倉吉体育文化会館			
	障がい者体育センター			
	県民体育館			
	あやめ池スポーツセンター（体育館）			

【引き続き閉館を継続する施設】 6施設

区分	施設名	現 状	5月16日以降の対応方針
観光施設	二十世紀梨記念館	当面、5月15日程度まで休館延長し、各関係者と協議して方針、細目を設定する。	5月22日程度まで休館延長し、各関係者と協議して、方針等を決定する。
	SANKO夢みなとタワー		
	とっとり花回廊		
	燕趙園		
	チュウブ鳥取砂丘こどもの国		
	とっとり賀露かにっこ館		

緊急事態宣言解除後の県庁の対応

「新しい生活様式」に配慮した業務執行体制の徹底

○感染症予防のための取組の継続

- ・鳥取型オフィスシステム（職員間の距離の確保・机の間の間仕切り等）、公共交通機関通勤者の時差出勤、テレビ会議・オンライン会議の活用、テレワークなど、「三つの密」を避ける取組を引き続き徹底
- ・手洗いや手指消毒、咳エチケット、職場の換気励行、発熱等の症状のある職員の出勤自粛（特別休暇の取得等）など、職場内における健康管理を徹底

○職員の出張

緊急事態宣言対象地域及び国外	出張禁止
緊急事態宣言対象外地域	不急の出張は禁止

○県外本部の対応

- ・名古屋代表部は宣言解除に伴い、5/15から業務再開
- ・東京本部、関西本部は緊急事態宣言発令中は引き続き「休業」（ただし、電話やメール等での問い合わせには対応）

庁内体制（応援態勢、相談体制）

新型コロナウイルス感染症対策に対応した庁内体制（応援態勢、相談体制）を引き続き維持

○保健所支援に向け、毎日30名の応援態勢を継続

- ・PCR検体搬送やドライブスルーPCR検体誘導等に加え、陽性患者が判明した場合など緊急時の対応を迅速に行う態勢を引き続き維持する。

○総合相談窓口により県民からの相談体制を確保

- ・新型コロナウイルス感染症に関する各種お問合せに対応する電話相談窓口を引き続き開設。
- ・毎日5名体制で相談対応を行う。

必要物資の確保

○「必要物資供給プロジェクト」として、マスク、エタノール等の必要物資について、県が管理・コントロール

- ✓県として必要な備蓄を確保
- ✓医療機関、福祉施設等の在庫等を把握
- ✓必要量を精査し、必要とされる機関へ必要な量を供給

◎マスク、消毒液、防護具等など、4月補正予算により調達し、備蓄の確保を進めている。

【マスク】・県備蓄分、国からの配分など、これまでに約140万枚を配布。

【消毒液】・これまでに国から供給のあった約4,400ℓを配分。国からの供給第3弾(約4,500ℓ)について発注作業中。

【防護具】・医療機関等からの要請に応じて県備蓄分、国からの配分などから必要量を配布。

(フェイスシールド¹³約4,400枚、アイレシヨカ¹³ウ約9,400枚、検査用手袋約499,000枚など)



鳥取県民限定!

#We 鳥取キャンペーン

期間：令和2年5月16日(土)～5月31日(日)

鳥取県民限定のキャンペーンです。
 期間中【鳥取県内のおすすめ観光地や飲食店2カ所以上】を巡り、写真撮影。
 SNS(Twitter  又はInstagram )でハッシュタグ「**#welove鳥取**」と訪れた
 場所や食事の紹介文・応援メッセージなどをつけて投稿してください。
 抽選で**1090名**に、豪華景品が当たります。

鳥取のおすすめスポットをSNSで
 紹介して、豪華景品をもらおう!




1等 **10名**
 県内宿泊施設
 のペア宿泊券
 (4万円相当)



2等 **30名**
 県内で使える
 お食事券
 (2万円相当)



3等 **50名**
 鳥取県の
 特産品
 (1万円相当)



4等 **1000名**
 鳥取県の
 銘菓
 (千円相当)



観光戦略課の
 公式アカウント
 (@tottoriema)の
 フォローをお願いします




緊急事態宣言解除後の学校教育活動の在り方

■ 県立学校における基本的な考え方

◎ **三つの密の回避や感染防止対策を徹底し、当面5月22日（金）までは、現行の分散登校・分割授業、通学バスの増便等を行いながら学校教育活動を継続**

- 緊急事態宣言は解除されたものの、感染拡大のリスクを考慮し、緊張感を持って引き続き感染症対策を継続する必要があること
- この期間に、ICT等を活用したオンライン授業等のノウハウ蓄積を積極的に進めること
- 新型コロナウイルス感染症に関連して、児童生徒に各自が行動すべきことを考えさせる取組等を進めること

◎ **5月21日を目途とされる緊急事態宣言の解除に係る国の動きや県内の感染状況等を踏まえて、今後の学校教育活動の段階的な取組を検討**

■ 学校スポーツ・文化芸術活動への支援

◎ **県高等学校体育連盟、県高等学校文化連盟等と連携しながら、生徒の活動成果発表の機会の確保に向けた方策を検討**

緊急事態宣言解除後の子どもたちへの対応について

➤ 保育所等の対応

- 自宅での監護が可能な児童に対する利用自粛については解除する。
- 引き続き、かぜ様の症状のある児童の利用自粛や手洗い等の感染防止の徹底を求める。

➤ 放課後児童クラブの対応

- 自宅での監護が可能な児童に対する利用自粛については解除する。
- 引き続き、かぜ様の症状のある児童の利用自粛や手洗い等の感染防止の徹底を求める。
- 学校が分散登校を行う場合には、午前中から開所する等、学校とも連携しながら子どもの居場所を確保するよう求める。

県民の皆様へ

～気を緩めずに、みんなで感染拡大防止～

鳥取県への緊急事態宣言の解除は「終わり」ではなく、新型コロナウイルスとの闘いの第二章の「始まり」です。

気を緩めれば感染拡大を起こしかねません。みんなで鳥取型「新しい生活様式」を定着させ、感染予防や拡大防止に取り組みましょう。

次の波に備えて、鳥取県としても医療提供体制、検査体制の充実など、さらに進めてまいります。

- ◆人と人との感染防止距離(概ね2メートル)、咳エチケットや手洗い、「三つの密」を避けることに、しっかり取り組みましょう。
- ◆当面、不要不急の県境を越える人の往来(特に特定警戒都道府県)や、接待を伴う夜の飲食店への外出、全国的イベント・大規模なイベント(屋内100人超、屋外200人超)等への参加は控えましょう。
※特定警戒都道府県(R2.5.14現在): 北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県
- ◆外出は構いません。鳥取県の自然や星空を活かして、屋内だけでなく屋外も楽しみ、県内の観光地、お店等、みんなで応援していきましょう。

「新しい生活様式」とは

一人ひとりできる感染予防対策

- ・「三つの密」の回避(密集、密接、密閉)
- ・他の人との約2メートルの距離を空ける
- ・手洗いまたは手指消毒、咳エチケット
- ・外出時のマスク着用
- ・遊びに行くなら屋内より屋外

こんな工夫も...

- ・買い物は1人または少人数ですいた時間に
- ・レジに並ぶときは、前後にスペース
- ・公園、公共交通機関利用は混んでいる時間帯は避けて
- ・食事は持ち帰りや出前、デリバリーも
- ・発熱や風邪症状ある場合には行事に参加しない

緊急事態宣言解除に伴う対応等

項目	内容
小・中・義務教育学校の対応について	感染防止対策を徹底したうえで、令和2年5月18日(月)から通常登校とする。部活動も再開するが、練習試合、遠征等については5月末までは自粛とする。
放課後児童クラブの対応について	令和2年5月18日(月)から通常通りの開設とする。

緊急事態宣言解除に伴う対応等

項目	内容
◆小・中学校に関連した対応	【放課後等デイサービスの対応】 令和2年5月18日（月）から、通常どおりの開設とする。

緊急事態宣言解除に伴う対応等

項目	内容
◆保育園等の対応	<p>【こども家庭課】</p> <ul style="list-style-type: none">○保育園等については、感染防止対策を徹底しながら引き続き開園する。○登園自粛の協力要請は5月17日（日）をもって解除。○あわせて保育料等の日割り計算の対象期間も終了。○自発的な登園自粛は可能とし、その期間が1か月以上となった場合でも退園措置は行わず、継続して在籍とする。 （この場合、保育料等は通常通りの徴収）
◆子育て支援センター及び児童館の対応	現在、休止している市内の子育て支援センター（14施設）及び児童館（12施設）については、5月17日（日）をもって休止解除し、感染防止対策を徹底しながら再開。

令和2年5月15日

鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部

鳥取市主催のイベント等の開催に関する基本的な考え方について

本市主催のイベント等については、下記の開催の検討基準に該当する場合には、感染状況等を踏まえたうえで開催を検討する。

1. 開催の検討基準

感染防止対策を講じたイベント等で参加者が、県内参加者のみで、かつ屋内においては100人以下、かつ、収容人数の半分以下、屋外にあつては200人以下であり、以下の条件を全て満たす場合には開催を検討する。

- ① 三つの密（密閉、密集、密接）の発生が原則想定されないこと（人と人との間隔はできるだけ2mを目安に確保できること）
- ② 大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと
- ③ その他、必要に応じて、適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等）が講じられること

・市以外の主催団体におかれても、本市の開催の検討基準を参考にさせていただきよう要請を行う。

2. 適用期間

この考え方は5月15日（金）から適用する。

緊急事態宣言解除に伴う対応等

項目	内容
<p>◆市有施設の休業、貸館中止の方針について</p>	<p>【資産活用推進課】 鳥取県の方針を踏まえ市有施設の利用制限については次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●利用制限緩和施設 原則、5月16日（土）から緩和（5月7日（木）から利用制限緩和している施設含む） 博物館等・図書館等・公園等・会館等・農産物加工施設・観光施設（下記の場合を除く）・県、市共有施設・社会教育施設・屋内体育施設 ※具体的な開業日、貸館開始日については準備の都合等を考慮し各施設での判断とします。 ※緩和後も鳥取市主催のイベント等の開催に関する基本的な考え方について（令和2年5月15日）を踏まえたうえで使用する。 ●利用制限継続施設 原則、5月22日（金）まで 観光施設等で県外の方による利用の可能性が高い施設 ※その後については状況を見て検討

緊急事態宣言解除に伴う対応等

項目	内容
職員の管理に関すること	<p>【職員課】 5/15 職員の公務出張の制限等について、県内における公務出張の制限の緩和</p> <p>出退勤時の混雑回避、職場での密集回避のため、フレックス制度の積極的利用について通知</p>

緊急事態宣言解除に伴う対応等

項目	内容
地方税法の一部改正に呼応した取組み	<p>【収納推進課】</p> <ul style="list-style-type: none">・市税の徴収猶予の特例制度（原則1年、無条件で担保・延滞金無し）の運用開始 <p>【市民税課】</p> <ul style="list-style-type: none">・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減を令和3年3月31日取得まで半年延長・イベントを中止した主催者に対する払い戻し請求権を放棄した者への寄附金控除の適用（令和3～4年度課税個人市民税）・住宅ローン減税の適用要件の弾力化（居住の用に供する期限を令和3年12月31日まで1年延長） <p>【固定資産税課】</p> <ul style="list-style-type: none">・生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充（機械装置等に加え事業用家屋と構築物を対象に）・一定の売上高減少があった中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋の課税標準額を軽減（令和3年度課税分）

緊急事態宣言解除に伴う対応等

項目	内容
緊急事態宣言解除に伴う対応・所管施設の対応など	<p>【人権福祉センター、男女共同参画センター】 5月18日から主催事業及び貸館利用を再開。 県が示す施設等の利用制限緩和方針をふまえ、次のとおり利用ルールを周知徹底する。</p> <p>※主な利用ルール ○3密の回避、喚起の徹底、マスクの着用 ○利用者人数の目安は、通常使用時の半分程度 ○施設使用后、机等の消毒を徹底する</p>

緊急事態宣言解除に伴う対応等

項目	内容
<p>【文化交流課】</p> <p>所管施設の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民会館 ・ 高砂屋 ・ わらべ館 ・ 国際交流プラザ 	<p>施設再開にあたり、市のイベント等の開催に関する基本的な考え方を踏まえた対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ① イベント等は、県内参加者100人以下で、大声での発声・歌唱・声援、近距離での会話がなないこと ② 四方を空けた席配置等の感染防止対策 ③ 人と人の間隔は2 mとる ④ 適切な消毒や換気等の実施 <p>【市民会館】 5/7(木)から一部利用を再開済 ホール及び大会議室の利用は、5/18(月)から再開予定</p> <p>【高砂屋】 5/8(金)から一部利用を再開済 部屋の貸出は、5/19(火)から再開予定</p> <p>【わらべ館】 5/16(土)から開館</p> <p>【国際交流プラザ】 5/19(火)から会議室等の貸出を再開</p> <p>※外国人住民への相談支援業務は休館日(月)を除いて従前どおり対応中</p>

緊急事態宣言解除に伴う対応等

項目	内容
緊急事態宣言解除に伴う対応・所管施設の対応など	<p>【協働推進課】 5月18日から地区公民館の事業及び貸館利用を再開。「鳥取市主催のイベント等の開催に関する基本的な考え方について」をふまえ「地区公民館の利用ルール」を地区公民館を通じて周知。</p> <p>※主な利用ルール ○3密、咳エチケット、衛生管理の徹底 ○利用者人数の目安は、収容人数の半分以下 ○一回あたりの利用時間は最大2時間程度 ○大声発声、歌唱、声援、近距離での会話等は控える</p>
平日夜間・休日（土・日・振替休日）窓口業務について	<p>【市民課】 市民総合窓口業務について、第2・第4日曜日に加え、毎週火曜日夜間を開庁する。 なお、5月中は16日（土）と23日（土）についても開庁。 閉庁時の戸籍に関する届出は、警備員室で受領。</p>

緊急事態宣言解除に伴う対応等

項目	内容
指定管理施設等の再開	<p>感染拡大防止対策を講じながら18日より開館（予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●佐治町老人福祉センター ●鹿野町老人福祉センター しかの和泉荘 ●総合福祉センター（さざんか会館・高齢者福祉センター） ●湯谷荘 ●福部町ほっとスイミングプール ●福部砂丘温泉ふれあい会館 ●鳥取市障害者福祉センター さわやか会館 ●老人憩の家（19か所全て）
介護保険・障がい福祉サービスの提供に関する方針の通知	<p>自宅待機や自宅等での代替サービスを利用しておられた方についても、本来必要なサービスが利用できるよう、引き続き感染拡大防止対策を講じながら、可能な限り通常のサービス提供に努めるよう事業者へ通知する。</p>

緊急事態宣言解除に伴う対応等

項目	内容
◆子育て短期支援事業について	【こども家庭相談センター】 新型コロナウイルスの感染防止に十分留意しながら、委託先を縮小する形で事業を実施する。
◆養育支援訪問事業について	新型コロナウイルスの感染防止に十分留意しながら、4月17日より休止していた事業を5月18日（月）より再開する。

緊急事態宣言解除に伴う対応等

項目	内容
◆妊娠・出産包括支援事業について	新型コロナウイルスの感染防止に十分留意しながら、事業を実施する。
◆乳幼児健診の再開	【健康・子育て推進課】 緊急事態宣言以降延期していた乳幼児健診について、5月18日以降再開する。

＜現在の対応状況等＞

項目	対策内容
◆市有施設の再開、イベント関係の対応 （赤字：前回本部会議からの追加・変更）	【5月18日再開】 ・あおや和紙工房 ・お城山展望台河原城 ・流しびなの館 ・しかの温泉館 ・鹿野往来交流館 <関連施設> ・まちパル鳥取 ・鳥取駅 国際観光客センター ・鳥取駅 観光案内所
	【例外施設】 ・麒麟のまち関西情報発信拠点（大阪市の方針に従う） ・鳥取砂丘砂の美術館（当面の間、開館を延期） ・国民宿舎山紫苑（6月1日から営業再開） ・かみんぐさじ（6月1日から営業再開） ・佐治たんぼり荘・山王谷キャンプ場（6月1日から営業再開） ・気高遊漁センター（6月1日から営業再開） ・柳茶屋キャンプ場（併設のサイクリングターミナルと合わせ、6月1日から再開） ・道の駅神話の里白うさぎ（国交省と協議し、5月16日から営業再開） ・道の駅清流茶屋かわはら（国交省と協議し、5月16日から営業再開） ・道の駅西いなば気楽里（鳥取県と協議し、5月16日から営業再開） <関連施設> ・鳥取砂丘ビジターセンター（鳥取県と協議し、5月16日から再開）

緊急事態宣言解除に伴う対応等

項目	内容
緊急事態宣言解除に伴う対応・所管施設の対応など	<p>【5月18日より、三密の回避、消毒等を徹底した上で利用制限を緩和する施設】（5施設）</p> <p>鳥取クレ－射撃場 鹿野そば道場（そば打ち体験は当面休止） 鹿野おもしろ市場（そば処） 農産物加工施設（地区公民館併設2施設）</p>
	<p>【当面（5/31まで）、閉館等を継続する施設】（1施設）</p> <p>鳥取市安蔵森林公園</p>

緊急事態宣言解除に伴う対応等

項目	内容
緊急事態宣言解除に伴う対応・所管施設の対応など (中心市街地整備課)	○パレットとっとり「市民交流ホール」は、5月18日（月）より、感染防止対策を実施して利用を再開する。 ○まちなか居住体験施設『Kari巢mai』（かりずまい）は、5月18日（月）より、受入れ対象者を県内居住者に限定し、受入れの受付を再開する。
 (都市環境課)	○公園等の屋内施設及び市営片原駐車場コミュニティーホールは、5月18日（月）より利用を再開する。
 (道路課)	○鳥取大学前駅駅舎内の待合用椅子、青谷駅のバス待合所、鳥取駅前広場の喫煙所は、5月18日（月）より、使用を再開する。 ○鳥取駅北口地下道のエスカレーター及び階段手摺の消毒は、継続して実施する。

緊急事態宣言解除に伴う対応等

項目	内容
緊急事態宣言解除に伴う対応・所管施設の対応など (建築住宅課)	○市営住宅の集会所は、5月18日(月)より、少人数での開催及び3つの「密」等の感染予防対策を講じながら使用を再開する。

緊急事態宣言解除に伴う対応等

項目	内容
社会教育・社会体育施設について	<ul style="list-style-type: none">○屋内体育施設、社会教育施設、会館等、学校開放事業○感染防止対策の徹底や市主催のイベント等の開催に関する基本的な考え方を踏まえた上で、令和2年5月18日（月）から利用制限を緩和する。○3密、咳エチケット、衛生管理の徹底○1施設当たり最大50人程度○一回あたりの利用時間は最大2時間程度○大声発声、歌唱、声援、近距離での会話等は控える <p>※詳細はガイドラインで示す</p>

緊急事態宣言解除に伴う対応等

項目	内容
社会教育・社会体育施設について	<p>ただし、スポーツ施設のトレーニングルーム、さじアストロパークプラネタリウムは5月末まで利用制限を継続。</p> <p>○宿泊機能を備えた観光施設等 5月末まで利用制限を継続し、6月1日（月）から施設利用を再開。コスモスの館、さじアストロパーク（宿泊部門）、サイクリングターミナル砂丘の家（宿泊部門）</p> <p>※社会情勢によっては、利用制限を変更する場合があります。</p>

緊急事態宣言解除に伴う対応等

項目	内容
緊急事態宣言解除に伴う対応・所管施設の対応など	・ 対策本部会議で決定された市有施設等の取扱いについて、防災行政無線を通じて速やかに町民に対して情報提供を行う。

緊急事態宣言解除に伴う対応等

項目	内容
緊急事態宣言解除に伴う対応・所管施設の対応など	<ul style="list-style-type: none">・ 国の緊急事態宣言の解除に伴い、対策本部会議で決められる市有施設等の取扱い等を、防災行政無線を通じて速やかに町民に対して情報提供・ 町民や施設使用希望者への連絡・問合せ対応・ 管内直営の利用制限施設の休業等周知チラシの撤去・ 支所内の感染拡大予防策は、継続して実施

市有施設の利用再開一覧

鳥取県の方針を踏まえて市有施設の利用制限は次のとおりです。

- 利用制限緩和施設 原則、5月16日（土）から緩和（5月7日（木）から利用制限緩和している施設含む）

博物館等・図書館等・公園等・会館等・農産物加工施設・観光施設（下記の場合を除く）・県、市共有施設・社会教育施設・屋内体育施設

※具体的な開業日、貸館開始日については準備の都合等を考慮し各施設での判断とします。

※緩和後も鳥取市主催のイベント等の開催に関する基本的な考え方について（令和2年5月15日）を踏まえたうえで使用する。

- 利用制限継続施設 原則、5月22日（金）まで
観光施設等で県外の方による利用の可能性が高い施設
※その後については状況を見て検討

再開日	区分・施設名等	備考
5月16日（土）	わらべ館	
	道の駅神話の里白うさぎ	
	道の駅清流茶屋かわはら	
	道の駅西いなば気楽里	
	鳥取砂丘ビジターセンター	
5月18日（月）	人権福祉センター	
	男女共同参画センター	
	地区公民館	貸館再開 ※地区公民館の利用ルールを適用
	屋内体育施設	感染防止対策の徹底や市主催のイベント等の開催に関する基本的な考え方を踏まえた上で、令和2年5月18日（月）から利用制限を緩和する。ただし、スポーツ施設のトレーニングルーム、さじアストロパークプラネタリウムは5月末まで利用制限を継続。
	社会教育施設	
	会館等	
	学校開放事業	
	パレットとっとり「市民交流ホール」	感染防止対策を実施
	まちなか居住体験施設『KariMai』（かりずまい）	受入れ対象者を県内居住者に限定し、受入れの受付再開
	公園等の屋内施設	
	市営片原駐車場コミュニティホール	
	鳥取大学前駅駅舎内の待合用椅子	
	青谷駅のバス待合所	
	鳥取駅前広場の喫煙所	
	市営住宅集会所	少人数、感染防止策を実施して使用再開
	あおや和紙工房	
	お城山展望台河原城	
流しびなの館		
しかの温泉館		
鹿野往来交流館		

※その後については状況を見て検討

再開日	区分・施設名等	備考
5月18日(月)	<関連施設>	<ul style="list-style-type: none"> ・まちパル鳥取 ・鳥取駅 国際観光客センター ・鳥取駅 観光案内所
	鳥取クレー射撃場	
	鹿野そば道場	そば打ち体験は当面休止
	鹿野おもしろ市場(そば処)	
	農産物加工施設(地区公民館併設2施設)	
	佐治町老人福祉センター	
	鹿野町老人福祉センター しかの和泉荘	
	総合福祉センター(さざんか会館・高齢者福祉センター)	
	湯谷荘	
	福部町ほっとスイミングプール	
	福部砂丘温泉ふれあい会館	
	鳥取市障害者福祉センター さわやか会館	
	老人憩の家(19カ所すべて)	
市民会館ホール・大会議室	5月7日(木)一部利用再開済 ホール及び大会議室の利用	
5月19日(火)	高砂屋 部屋の貸出	5月8日(金)一部利用再開済 部屋の貸出
	国際交流プラザ会議室	貸出再開
6月1日(月)	宿泊機能を備えた観光施設等	コスモスの館、さじアストロパーク(宿泊部門)、サイクリングターミナル砂丘の家(宿泊部門)
	国民宿舎山紫苑	
	かみんぐさじ	
	佐治たんぼり荘・山王谷キャンプ場	
	気高遊漁センター	
	柳茶屋キャンプ場	併設 サイクリングターミナル
鳥取市安蔵森林公園		
当面の間開館延期	鳥取砂丘砂の美術館	

市長メッセージ

本市では4月18日に2人目の感染者が確認されて以降1か月間新たな感染者は出ていません。これもひとえに市民の皆様一人ひとりの感染防止の取組みの成果と感じており、感謝申し上げます。

そうした中、5月14日に本県の緊急事態宣言が解除されました。

しかし、緊急事態宣言が解除されても感染、感染拡大のリスクが低くなった訳ではなく、未だ終息も見えない状況は継続しています。市民の皆様には引き続き基本的な感染対策を実践していただきながら、気を緩めることなく日常生活を過ごしていただきますようお願いいたします。

感染防止に主眼を置いて、次の点に留意した行動が重要になりますので、引きつづきご理解、ご協力をお願いいたします。

○3つの密「換気の悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「近距離での会話や発声が行われる密接場面」を避けてください。

○手洗いまたは手指消毒、マスク着用などの咳エチケットの励行をお願いします。

○息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、重症化しやすい方や妊婦の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合は、外出は控え、まずは「発熱・帰国者・接触者相談セン

ター」へ電話で相談していただきますようお願いいたします。

鳥取市も引きつづき感染拡大防止に万全を期した上で、市民の皆様が安全にそして安心して生活できるよう、また、地域経済再生のため、引き続き最大限の取り組みを展開してまいります。

※東部地区発熱・帰国者・接触者相談センター（鳥取市保健所内）

電話：0857-22-5625（平日 8：30～17：15）

電話：0857-22-8111（上記以外）

FAX：0857-20-3962